

【第7号の発刊にあたって】

附属動物実験施設長
芹川忠夫

本号の発刊にあたって、2年間を振り返り、動物実験施設に係る話題を以下に紹介する。

まず、動愛法についてであるが、平成18年4月に環境省から「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」が告示され、平成18年6月には、平成17年に一部改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」が施行された。そして、文部科学省、厚生労働省、および農林水産省から、それぞれ、動物実験等の実施に関する基本指針が告示され、日本学術会議からは「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」が発行された。これらを受け、京都大学では、平成19年4月1日から、「京都大学における動物実験等の実施に関する規程」が施行されることとなった。京都大学の場合には、動物実験委員会の設置、動物実験計画書の審査、については既に制度化されているが、本規程では、動物実験に係る教育訓練等の実施、飼養保管施設等の申請承認、自己点検評価と情報公開が新たに求められている。動物実験の適正な実施のためには、これまでに増して、実験動物飼養者や動物実験実施者のルール遵守、動物実験施設の研究支援業務の充実、動物実験施設の建物や設備等の整備、および、全学の動物実験委員会と部局動物実験委員会の連携が必要である。

附属動物実験施設棟の利用は、この2年間に亘って、ほとんどの飼育室が常に満床に近い状態にあり、マウス、ラット、ウサギ、ブタ・イヌ、サル類の飼育スペースの分配に苦慮することが多々ある。プロジェクト型研究の動向分析が重要であるが、スペース拡大についての検討が求められる。

附属動物実験施設の建物は、平成15年7月に増改築を終えて再稼動して以来、3年半を過ぎている。見かけ上は、増改築オープン時の状態に見えるが、空調機器は24時間絶え間なく稼動しているので、一般ビルの10年を要したものと考え、備えが必要となってきた。単年度予算の中で、今後、生じる設備等の更新を如何に行っていくかが重要な課題である。

ナショナルバイオリソース事業の中核機関としての事業(平成14年度から平成18年度)については、順調な成長を遂げ世界最大規模の質と量を誇るリソースとなった。国内外の研究者、研究コミュニティからの求めに応じて、本事業を継続発展させたいと考えている。

附属動物実験施設、A棟地下動物室、F棟3階動物室の3箇所を一体管理しているが、これらの施設を利用して、優れた研究成果が継続的に出されていることは大変喜ばしく、さらなる成果を期待している。